

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
雇用	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例〔法第24条の2〕	別添

## 《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

※ 別添のシートにおいて記載する要件は、各特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、事業の規模や実施時期についても定めているものがあるほか、一般に、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例（国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業）

〔法第 24 条の 2 関係〕

【要件】

- ①高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターであること。(同法第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合も含む。)